介護保険運営協議会 資料

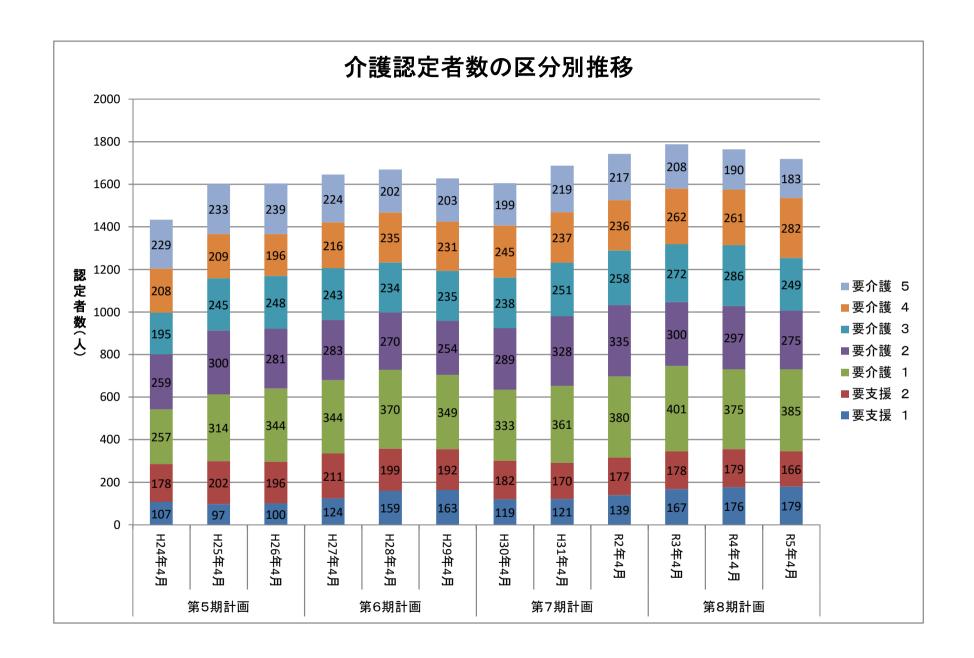
目	次		
		1	介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・1頁
		2	令和5年度介護給付費等の実績見込・・・・・3頁
		3	令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算・・・5頁
		4	今後の介護保険事業・・・・・・・・9頁
		5	保険者機能強化推准交付金等に係る評価結果・・12頁

1 介護保険認定者数及び受給者数

(単位:人)

			5期計画期	間	第	6期計画期	間	第	7期計画期	第7期計画期間			第8期計画期間		
	区 分	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月		
	住民登録者数	23,140	22,761	22,401	22,093	21,720	21,243	20,804	20,370	20,005	19,575	19,116	18,685		
	内65歳以上者	8,106	8,135	8,194	8,244	8,280	8,254	8,189	8,162	8,169	8,157	8,162	8,037		
	第1号被保険者数	8,050	8,079	8,104	8,190	8,208	8,185	8,125	8,106	8,115	8,098	8,105	7,976		
認定	内認定者数	1,409	1,573	1,578	1,621	1,643	1,598	1,578	1,660	1,717	1,766	1,746	1,704		
~	認定率(%)	17.50	19.47	19.47	19.79	20.02	19.52	19.42	20.48	21.16	21.81	21.54	21.36		
	第2号被保険者中被認定者数	24	27	26	24	26	29	27	27	25	22	18	15		
	認定者総数 A	1,433	1,600	1,604	1,645	1,669	1,627	1,605	1,687	1,742	1,788	1,764	1,719		
	要支援 1	107	97	100	124	159	163	119	121	139	167	176	179		
	要支援 2	178	202	196	211	199	192	182	170	177	178	179	166		
्र _{क्र} ा	要支援合計	285	299	296	335	358	355	301	291	316	345	355	345		
認定	要介護 1	257	314	344	344	370	349	333	361	380	401	375	385		
者区	要介護 2	259	300	281	283	270	254	289	328	335	300	297	275		
区 分	要介護 3	195	245	248	243	234	235	238	251	258	272	286	249		
/	要介護 4	208	209	196	216	235	231	245	237	236	262	261	282		
	要介護 5	229	233	239	224	202	203	199	219	217	208	190	183		
	要介護合計	1,148	1,301	1,308	1,310	1,311	1,272	1,304	1,396	1,426	1,443	1,409	1,374		
	在宅介護(介護予防)サービス	829	928	917	940	949	912	778	822	893	969	928	923		
2 ₋ カ	地域密着型(介護予防)サービス	102	144	187	216	241	280	268	267	269	263	259	244		
受月給遅.	施設介護サービス	278	307	301	297	288	303	302	322	318	328	335	319		
I‴遅 I れ	受給者総数 B	1,209	1,379	1,405	1,453	1,478	1,495	1,348	1,411	1,480	1,560	1,522	1,486		
	受給率(B/A)	84.37	86.19	87.59	88.33	88.56	91.89	83.99	83.64	84.96	87.25	86.28	86.45		

資料: 出水地区要介護審査判定・認定状況(北薩広域行政事務組合) 数値は各月末現在



2 令和5年度介護保険給付費の実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

介護給付費	令和え	元 年度	令和2	2年度	令和3	3年度	令和4	·年度	令和5	5年度
刀 設和刊 其 	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
居宅介護サービス給付費	769,563	68,773	816,417	46,854	839,966	46,854	824,069	▲ 15,897	859,508	35,439
地域密着型介護サービス給付費	630,045	▲ 15,856	630,586	541	636,052	541	604,186	▲ 31,866	620,828	16,642
施設介護サービス給付費	1,014,239	31,486	1,097,038	82,799	1,126,637	82,799	1,097,426	▲ 29,211	1,098,431	1,005
居宅介護福祉用具購入費	2,695	536	2,735	40	2,401	40	2,104	▲ 297	2,785	681
居宅介護住宅改修費	6,069	1,907	5,768	▲ 301	4,354	▲ 301	5,069	715	6,700	1,631
居宅介護サービス計画給付費	104,416	9,981	109,783	5,367	112,561	5,367	110,925	▲ 1,636	111,986	1,061
介護予防サービス給付費	35,293	4,674	39,252	3,959	41,227	3,959	45,768	4,541	44,710	▲ 1,058
地域密着型介護予防サービス給付費	8,163	▲ 2,803	6,042	▲ 2,121	4,782	▲ 2,121	5,290	508	7,079	1,789
介護予防福祉用具購入費	936	116	788	▲ 148	666	▲ 148	998	332	903	▲ 95
介護予防住宅改修費	2,869	689	2,928	59	3,874	59	3,082	▲ 792	4,700	1,618
介護予防サービス計画給付費	6,726	186	7,746	1,020	8,378	1,020	9,529	1,151	9,085	▲ 444
審査支払手数料	2,277	12	2,604	327	2,696	327	2,661	▲ 35	2,650	▲ 11
高額介護サービス費	66,385	799	76,958	10,573	77,623	10,573	76,934	▲ 689	75,173	▲ 1,761
高額介護予防サービス費	90	28	59	▲ 31	54	▲ 31	25	▲ 29	90	65
高額医療合算介護サービス費	6,820	358	6,129	▲ 691	7,100	▲ 691	5,852	▲ 1,248	6,500	648
高額医療合算介護予防サービス費	25	▲ 8	1	▲ 24	6	▲ 24	37	31	40	3
特定入所者介護サービス費	141,349	3,065	145,351	4,002	126,345	4,002	109,871	▲ 16,474	112,214	2,343
特定入所者介護予防サービス費	47	▲ 46	68	21	11	21	31	20	100	69
合 計	2,798,007	103,897	2,950,253	152,246	2,994,733	152,246	2,903,857	▲ 90,876	2,963,482	59,625

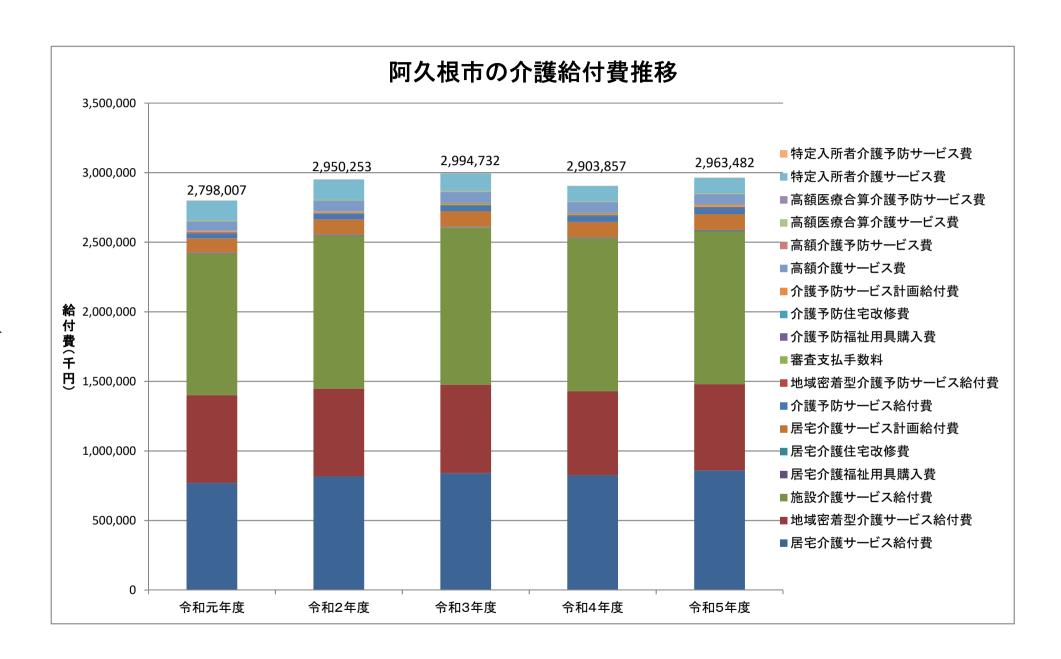
※令和5年度は最終補正額

令和5年度介護予防・日常生活支援総合事業費実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

—————————————————————————————————————	令和元	年度	令和2	2年度	令和(3年度	令和4	1年度	令和5	5年度
地域又版事未复	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
みなし型訪問介護	18,469	0	16,322	▲ 2,147	17, 192	870	18,079	887	19,620	1,541
緩和型訪問介護	1,873	0	560	▲ 1,313		▲ 432	197	69	200	3
みなし型通所介護	29,581	0	30,325	744	29, 304	▲ 1,021	26,760	▲ 2,544	30,000	3,240
緩和型通所介護	883	0	236	▲ 647	0	▲ 236	0	0	120	120
ケアマネジメント事業	5,306	0	4,550	▲ 756	4, 239	▲ 311	4,413	174	3,976	▲ 437
高額介護予防サービス費	109	0	54	▲ 55	175	121	101	▲ 74	120	19
高額医療合算介護予防サービス費	0	0	102	102	61	▲ 41	4	▲ 57	120	116
審査支払手数料	253	0	206	▲ 47	213	7	216	3	240	24
合 計	56,474	0	52,355	▲ 4,119	51, 312	▲ 1,043	49,770	▲ 1,542	54,396	4,626

※令和5年度は最終補正額



3 令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入 (単位:千円) 令和5年度 令和6年度 増 減 款 項 当初予算 当初予算 保険料 介護保険料 493.257 495.761 **2.504** 使用料及び手数料 使用料 0 手数料 0 11 11 計 小 12 12 0 国庫支出金 国庫負担金 521,923 528,914 **▲** 6,991 国庫補助金 328,159 339,799 **1**1,640 計 850,082 868,713 **1**8,631 支払基金交付金 支払基金交付金 820,215 831,319 **1**1,104 県負担金 県支出金 440,148 446,438 **▲** 6,290 県補助金 21,201 19,925 1,276 計 小 461,349 466,363 **▲** 5,014 財産運用収入 財産収入 繰入金 一般会計繰入金 507,773 524,630 **1**6,857 基金繰入金 22,000 40,000 18,000 計 547.773 542.630 5.143 繰越金 繰越金 1 0 1 諸収入 延滞金加算金及び過料 30 30 0 市預金利子 0 1 175 雑入 226 51 小 計 257 206 51 合 3,172,950 3,206,183 **▲** 33,233

歳出			(単位:千円)
款	項	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増 減
総務費	総務管理費	49,354	47,993	1,361
	徴収費	1,484	1,495	▲ 11
	介護認定審査会費	22,217	24,039	▲ 1,822
	趣旨普及費	743	0	743
	小 計	73,798	73,527	271
保険給付費	介護サービス等諸費	2,706,499	2,720,842	▲ 14,343
	介護予防サービス等諸費	65,070	62,480	2,590
	その他諸費	2,364	2,650	▲ 286
	高額介護サービス等費	71,473	80,063	▲ 8,590
	高額医療合算介護サービス等費	7,740	7,740	0
	特定入所者介護サービス等費	107,078	127,316	▲ 20,238
	小 計	2,960,224	3,001,091	▲ 40,867
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	65,082	66,096	▲ 1,014
	一般介護予防事業費	13,292	13,601	▲ 309
	包括的支援事業・任意事業費	46,723	44,703	2,020
	その他諸費	240	240	
	小 計	125,337	124,640	697
基金積立金	介護保険基金積立金	4	3	1
公債費	公債費	62	46	16
諸支出金	償還金及び還付加算金	701	701	0
	操出金	7,824	0	7,824
	小 計	8,525	701	7,824
予備費	予備費	5,000	5,000	0
	歳出合計	3,165,126	3,205,008	▲ 39,882

令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算内訳

(1) 居宅介護サービス給付費

(単位:千円)

項	E E	令和6年度	令和5年度	増 減
	П	当初予算	当初予算	垣 / 火
訪問介護		90,706	109,874	1 9,168
訪問入浴介護		14,314	7,158	7,156
訪問看護		54,861	47,830	7,031
訪問リハビリテーション	ン	7,610	8,918	1 ,308
通所介護		176,729	158,585	18,144
通所リハビリテーショ:	ン	153,438	165,692	▲ 12,254
福祉用具貸与		84,854	80,342	4,512
短期入所生活介護		49,900	53,019	▲ 3,119
短期入所療養介護(お	老健)	13,223	17,330	▲ 4,107
短期入所療養介護(經	療養型)	0	0	0
居宅療養管理指導		7,649	7,760	▲ 111
特定施設入居者生活	介護	204,980	185,000	19,980
合	計	858,264	841,508	16,756

(2) 地域密着型介護サービス給付費

(単位:千円)

項	目	令和6年度	令和5年度	増	減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		当初予算	当初予算	垣	炒以
認知症対応型通所介	·護	0	0		0
小規模多機能型居宅	介護	166,379	169,394		▲ 3,015
小規模多機能型居宅	介護(短期利用)	40	40		0
認知症対応型共同生	活介護	226,993	226,787		206
地域密着型通所介護		27,110	30,000		▲ 2,890
地域密着型老人福祉	施設	191,477	191,337		140
定期巡回•随時対応	型訪問介護看護	3,215	3,270		▲ 55
合	計	615,214	620,828		▲ 5,614

(3) 施設介護サービス給付費

(単位:千円)

項目	目	令和6年度 令和5年度		増 減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		当初予算	当初予算	
介護老人福祉施設サービス		373,023	373,584	▲ 561
介護老人保健施設サービス		632,313	644,334	▲ 12,021
介護療養型医療施設サービス・介護的	医療院	95,687	105,308	▲ 9,621
特定診療費・特別診療費		12,344	15,205	▲ 2,861
合 計		1,113,367	1,138,431	▲ 25,064

(4) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

(4) 居宅介護(予防)	(単作	(単位:千円)			
項		令和6年度	令和5年度	増	減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		当初予算	当初予算	垣	ル以
介護福祉用具購入費		3,331	2,785		546
予防福祉用具購入費		854	903		4 9
合	計	4,185	3,688		497

(5) 居宅介護(予防)住宅改修費

(単	位	:	Ŧ	F	9)	
						_

項	目	令和6年度	令和5年度	増	減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	П	当初予算	当初予算		ル火
介護住宅改修費		6,558	5,300		1,258
予防住宅改修費		4,590	3,500		1,090
合	計	11,148	8,800		2,348

(6) 居宅介護(予防)サービス計画給付費

(単位:千円)

項	Ш	令和6年度	令和5年度	増	減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		当初予算	当初予算	垣	ル以
居宅介護サービス計画	給付費	109,761	111,986		▲ 2,225
介護予防サービス計画	給付費	9,257	9,085		172
合	計	119,018	121,071		1 2,053

(7) 介護予防サービス給付費

(単位:千円)

(- / VI No. V 170 ·				
項	B	令和6年度	令和5年度	増 減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ħ	当初予算	当初予算	
介護予防訪問看護		6,800	4,780	2,020
介護予防訪問リハ	ビリテーション	2,846	1,961	885
介護予防通所リハ	ビリテーション	13,154	16,323	▲ 3,169
介護予防福祉用具	貸与	15,147	13,315	1,832
介護予防短期入所生活介護		215	333	▲ 118
介護予防短期入所療養	を介護(介護老人保健施設)	50	50	0
介護予防居宅療養	管理指導	509	687	▲ 178
介護予防特定施設	公居者生活介護	5,499	7,261	▲ 1,762
合	計	44,220	44,710	▲ 490

(8) 地域密着型介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項	Ħ	令和6年度	令和5年度	増	減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		当初予算	当初予算	坦	/哎
介護予防小規模多機能型居宅介護		3,832	4,279		▲ 447
介護予防認知症対応	型共同生活介護	2,314	0		2,314
合	計	6,146	4,279		1,867

(9) 審査支払手数料

(9) 審査支払手数料			(単作	立:千円)
項	令和6年度	令和5年度	増	減
以 	当初予算	当初予算	* =	ル火
審査支払手数料	2,364	2,650		▲ 286

(10) 高額介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項		令和6年度	令和5年度	増 減
		当初予算	当初予算	
高額介護サービス費		71,364	79,973	▲ 8,609
現物給付分		868	799	69
償還払分		70,496	79,174	▲ 8,678
高額介護予防サービス	ス費	109	90	19
現物給付分		0	0	0
償還払分		109	90	19
合	計	71,473	80,063	▲ 8,590

(11) 高額医療合算介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項目	令和6年度	令和5年度	増	 減
	当初予算	当初予算	垣	ル火
高額医療合算介護サービス費	7,700	7,700		0
高額医療合算介護予防サービス費	40	40		0
合 計	7,740	7,740		0

(12) 特定入所者介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項	B	令和6年度	令和5年度	増	減
· 块		当初予算	当初予算	垣	ル火
特定入所者介護サービス費		106,976	127,214		▲ 20,238
特定入所者介護予防	5サービス費	100	100		0
合	計	107,076	127,314		▲ 20,238

(13) 介護給付費総計

(単位:千円)

т古	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		項 目 令和6年度 令和5年		令和5年度	増 減
	Ħ	当初予算	当初予算			
介護給付	力費総計	2,960,215	3,001,082	4 0,867		

[※]特例分(9,000円)を除く

4 今後の介護保険事業について

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について(資料1)

(1) 保険者機能強化推進交付金

平成30年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する保険者の取組に対し、 指標に基づいて国が評価し、予算の範囲内で交付金が交付される制度です。

交付金は、地域支援事業など使用できる事業が決められており、今年度は、主に総合事業の紙おむつ給付事業と訪問給食サービス事業に繰り入れています。交付金額は令和4年度が4,214,000円、令和5年度は2,779,000円となっています。なお、令和5年度は評価指標の見直しや、配点の変更等が行われています。

(2) 介護保険保険者努力支援交付金

令和2年度から、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した制度です。

今年度は、主に総合事業の訪問型サービス事業と通所型サービス事業に繰り入れております。交付金額は、令和4年度が4,315,000円、令和5年度は3,493,000円ととなっています。

(3) 介護予防・生活支援総合事業について

令和6年3月1日現在

ア 訪問型介護サービス

(ア) 訪問型相当サービス事業所指定

令和4年度:15事業所 令和5年度:13事業所

	事業所名	備考
市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根	
	訪問介護事業所 ひまわり	
	ヘルプサービスはまかぜ園	
	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所	
	ふくしサービスセンター愛ちゃん	
	㈱ティー・シー・エス訪問介護事業所	
市外	ヘルパーステーションいこい長島	
11126	ヘルパーステーション コミニティケアいずみ	~R6.3.31 指定終了
	ホームヘルパーステーションわかまつ園	~R6.3.31 指定終了
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	
	ヘルパーステーションさくら彩	
	訪問介護 はる風	

(イ) 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所

令和4年度: 8事業所 令和5年度: 7事業所

	事 業 所 名	備考
市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
1116.1	ヘルパーステーションうきぐも阿久根	
	訪問介護事業所 ひまわり	
	ヘルプサービスはまかぜ園	
市外	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所	
11134	ホームヘルパーステーションわかまつ園	~R6.3.31 指定終了
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	

イ 通所型介護サービス

(ア) 通所型相当サービス事業所指定

令和4年度:13事業所 令和5年度:13事業所

	事業所名	備考
市内	デイサービスセンター翠香苑	
	デイサービスセンター緑風荘	
	デイサービス桃の家	
	デイサービスセンターはまかぜ園	
	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所	
	デイサービスセンター リハシップあい西出水	
	レストケア出水・デイイブニングセンター癒	
市外	デイサービスセンターわかまつ園	~R6.3.31 指定終了
11126	デイサービスセンター明日天気になぁれ	
	デイサービスセカンドライフ	
	デイサービス はる風	
	デイサービスセンター和	
	デイサービスセンター野田の郷	

(イ) 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所

令和4年度: 5事業所 令和5年度: 5事業所

11 111 - 1 /2	1: 1/: - 1 //: - 1 //: - 1 //: - 1	
	事 業 所 名	備 考
市内	デイサービスセンター翠香苑	
111111	デイサービスセンター緑風荘	
	デイサービスセンターはまかぜ園	
市外	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所	
	デイサービスセンターわかまつ園	~R6.3.31 指定終了

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(市町村分)に 係る評価結果

【2023年度】

					【2023年度】
	第1号被保険者数		を付金	支援交	
項目	R4. 3. 31現在	調整後 得点合計	交付金額 (千円)	調整後 得点合計	交付金額 (千円)
	168, 163	1寸	57, 922	1号 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	73, 923
鹿屋市	30, 266	960	14, 193	515	18, 450
枕崎市	8, 322	451	2, 043	300	3, 261
阿久根市	8, 103	630	2, 779	330	3, 493
出水市	17, 669	763	6, 585	355	7, 424
指宿市	15, 727	598	4, 594	320	5, 957
西之表市	5, 677	663	2, 049	395	2, 929
垂水市	6, 161	762	2, 555	360	2, 323
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30, 349	756	11, 207	430	15, 447
日置市	16, 580	865	7, 005	540	10, 597
	14, 319	1, 055	7, 003	550	9, 322
霧島市	34, 882	757	12, 898	460	18, 992
務局巾 いちき串木野市	10, 310	695	3, 500	485	5, 919
		513		269	
南さつま市	13, 233	513	3, 316	269 255	4, 213
志布志市	10, 878 13, 881		2, 944		3, 283
奄美市	· .	742	5, 031	420	6, 901 6, 664
南九州市	13, 566	658 607	4, 360	415	6, 664
伊佐市	10, 221	607 561	3, 031	310	3, 750
姶良市	24, 290	561 500	6, 656	360	10, 350
三島村	110	590	38	385	59
十島村	201	1, 047	125	575	161
さつま町	8, 338	488	2, 215	260	2, 832
長島町	3, 767	618	1, 267	398	1, 959
湧水町 	3, 952	613	1, 319	415	2, 143
大崎町	5, 079	454	1, 255	270	1, 791
東串良町	2, 349	423	589	225	735
錦江町	3, 149	889	1, 524	525	2, 160
南大隅町	3, 309	704	1, 268	375	1, 621
肝付町	6, 138	471	1, 574	260	2, 085
中種子町	3, 033	635	1, 048	445	1, 763
南種子町	2, 023	626	751	350	985
屋久島町	4, 420	545	1, 311	190	1, 097
大和村	609	788	284	470	398
宇検村	734	626	272	435	444
瀬戸内町	3, 325	944	1, 708	540	2, 346
龍郷町	1, 910	925	1, 047	520	1, 382
喜界町	2, 770	533	875	330	1, 272
徳之島町	3, 446	998	1, 872	535	2, 408
天城町	2, 108	970	1, 212	550	1, 613
伊仙町	2, 421	800	1, 148	370	1, 246
和泊町	2, 319	488	671	215	694
知名町	2, 182	578	748	390	1, 184
与論町	1, 884	545	609	335	878

地域密着型サービス運営委員会 資料

目	次	
	1	市指定施設について・・・・・・・・・・・1 頁
	2	運営指導について・・・・・・・・・・・・3 頁
	3	事故報告について・・・・・・・・・・・・4 頁
	4	地域密着型サービス利用・待機者数について・・・・5頁
	5	施設整備について・・・・・・・・・・・・6頁
	6	答料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 百

1 市指定施設について

<u> </u>			יווי די	9年3月1日現任
事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和6年3月21日	令和12年3月20日
グループホーム 桃の家	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和2年6月12日	令和8年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和2年6月13日	令和8年6月12日
ふれあいホーム 花	認知症対応型 共同生活介護	18名	令和4年3月3日	令和10年3月2日
グループホーム ポンタ	認知症対応型 共同生活介護	9名	令和4年5月24日	令和10年5月23日
小規模多機能ホーム 昴和苑	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム コミニティの杜	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の杜 脇本	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和元年9月1日	令和7年8月31日
特別養護老人ホーム満青	介護老人福祉施設	29名	令和元年10月1日	令和7年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設	29名	令和2年11月1日	令和8年10月31日
デイサービス 桃の家	地域密着型通所介護	18名	令和2年2月1日	令和8年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	地域密着型通所介護	18名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
阿久根市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
K I Cプラン	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
北国医院	居宅介護支援事業所	_	令和2年4月1日	令和8年3月31日
グリーンフォレスト みかさ	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
*/ A C				

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
地域密着型 介護老人福祉施設 はまかぜ園	小規模介護老人福祉 施設	29名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
レストケア出水デイ ホスピスセンター蘭	地域密着型通所介護 · 療養通所介護	9名	令和元年6月1日	令和7年5月31日
レストケアいずみ・ デイホスピスセンター凛	地域密着型通所介護	9名	令和3年2月1日	令和9年1月31日
地域密着型通所介護 美里園	地域密着型通所介護	18名	令和3年7月31日	令和9年7月31日

[※] 市外の施設については、施設所在市町村長と協議し、承諾の上で指定・利用ができます。

2 運営指導について

(1) 令和5年度実績

事 業 所 名	サービスの種類	実 施 日
居宅介護支援事業所 阿久根市社会福祉協議会	居宅介護支援	令和5年10月20日
居宅介護支援事業所 グリーンフォレストみかさ	居宅介護支援	令和5年10月20日
特別養護老人ホーム 満青	介護老人福祉施設	令和5年10月27日
グループホーム ポンタ	認知症対応型共同生活介護	令和5年10月27日

【主な指摘事項】

- ・運営規程について、「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がなかったことから、加筆し修正すること。
- ・重要事項説明書について、日付の記載や押印に漏れがあったことから、適切に 保管すること。
- ・感染症対策の強化、業務継続計画に向けた取組(自然災害・感染症発生時)の 強化、虐待の防止のための措置に関する事項、認知症介護基礎研修を受講させ るために必要な措置を講じることについて、令和5年度までの経過措置期間内 に各計画書等を作成しておくこと。

(2) 令和5年度県市合同指導

令和5年度は、県市合同での指導はありませんでした。

3 事故報告について

※ 令和5年度は2月末日現在

(1) 地域密着型

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	主な原因(令和5年度)
骨折	3	14	5	18	転倒、転落
打撲・捻挫・ 脱臼	2	2	0	1	転倒
脱臼 切傷・ 擦過傷	1	0	4	9	転倒
発赤	0				
嘔吐	0				
誤薬	0				
窒息	0				
死亡	0				
その他	0	3	15	5	異食、外出、剥離
合計	6	19	24	33	

(2) 県指定 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	主な原因(令和5年度)
骨折	12	9	9	12	転倒、転落、不明
打撲・捻挫・ 脱臼	1	3	0	0	
<u>脱臼</u> 切傷・ 擦過傷	2	3	2	1	転倒
発赤	1				
その他	0	3	15	1	不明
合計	16	18	26	14	

(3) 市外施設(対象が阿久根市の被保険者)

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	主な原因(令和5年度)
骨折	5	4	4	1	転倒
打撲・捻挫・ 脱臼	2	0	2	4	転倒、転落
<u>脱臼</u> 切傷・ 擦過傷	3	2	0	0	
発赤	0				
窒息	1				
その他	0	1	9	6	交通事故、皮下出血
合計	11	7	15	11	

(4) 全体 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	主な原因(令和5年度)
骨折	20	27	18	31	転倒、転落
打撲・捻挫・ 脱臼	5	5	2	5	転倒、転落
脱臼 切傷・ 擦過傷	5	5	6	10	転倒
発赤	1				
嘔吐	0				
誤薬	0				
窒息	1				
死亡	0				
その他	0	7	39	12	異食、外出、剥離
合計	32	44	65	58	

4 地域密着型介護サービス事業利用・待機者数一覧

サービスの種類	事	:	入所者の状況										
り こ へ の 俚 頬	L		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	小計		
	桃の家	北館	0	0				1	0	9	0		
認知症対応型	•	南館	0	0		· ·	<u> </u>	4	0	9			
	ポンタ		0			4	 	0		8	0		
	はまなす	1号棟	0			_		3		9	10		
共同生活介護	·	2号棟	0	0	, ,			0	-	9			
(グループホーム)	はまゆう	A棟 B棟	0	0		0	2	3 2		9	8		
		1 号棟	0	·	_	1 1		0		9			
	花	2号棟	0		_			3	-	9	7		
	小	計	0	_			20	16	-	80	25		
	1	HI			20			10	١				
サービスの種類	事業	者名	要支援 1	ませばり		入 所 者 要介護 2	の 状 況 要介護 3	亜 △ ≭ 4	要介護5	合計	待機者 小計		
		一丁目	<u> </u>	要支援2			安川 渡 3 2	要介護 4	安川 護 5	<u> 行</u> 計	小計		
	 満青	二丁目	0	0	·	·		3	2	10	2		
	1 - 	三十十	0	·	·		-	5		8			
介護老人福祉施設		Aユニット	0	- ·				3		9			
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	あかり	Bユニット	0	0				5		10	19		
		Cユニット	0	0			3	6	 	10			
	小	計	0	0	0	2		26	11	54	21		
				-		利用者	の状況	-			待機者		
サービスの種類	事業	者名	要支援1	要支援2		要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	合計	小計		
	昴和苑		0	0			4	3		27	3 H1		
	通	所(12月)	延べ45		平均15.1		•	•			3		
	泊ま		延べ10	-/ • •	日平均3.3	人							
	訪	問 (12月)	延べ48	3回、1日	平均16人								
	コミニティ		77 30.17	1	6	_	5	4	2	23			
小規模多機能型	通 泊す	<u>所(12月)</u> ミり(12月)	延べ31 延べ11	, · · ·	平均10.2 平均3.6人	<u> </u>					6		
居宅介護	訪	間(12月)	延べ41	- / - , ·	平均3.6万	<u>.</u> _□							
	希望の杜脇		<u></u> 2	3		<u>5</u>	6	1	[0	24			
	通	所(12月)	延べ340		平均11.0			1					
	泊ま	きり(12月)	延べ17	8人、1日	平均5.7人						3		
	訪	問(12月)	延べ20		平均6.6回								
	小	計	3	4	22	18	15	8	4	74	12		
合		計	3	4	41	42	50	50	18	208	58		

5 施設整備について

(1) 第8期高齢者保健福祉計画期間中の施設整備

第8期高齢者保健福祉計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護の整備に係る 事業者を公募しましたが、応募はありませんでした。

【公募】

期間	内 容
令和5年5月1日から	市ホームページ掲載 公募要領配布開始 質問の受付開始 応募受付開始
令和5年5月19日まで	質問の受付期間
令和6年6月30日まで	応募受付期間

【補助金】 ※令和5年度単価

施設整備に関する事業費:33,600千円

空き家を活用した整備支援事業費:8,910千円

準備事業費:839千円

※ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型 事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い 要介護者への支援の充実を図るサービスです。

【参考】県内の看護小規模多機能型居宅介護施設(22か所)

鹿児島市	10 か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風	
しあわせの杜・ケアレジデンス 星の街	
看護小規模多機能事業所フォーピース紫原	
看護小規模多機能型居宅介護ホーム サンテラス	
看護小規模多機能型居宅介護ホームサンテラス 2	
キラメキテラス看護小規模多機能型居宅介護 麗	
ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能ホーム和心	
看護小規模多機能型居宅介護まごころ照国	
看多機ホームきずなの里一倉	
姶良市	4 か所
しあわせの杜・ケアレジデンスとまり木	
しあわせの杜・ケアレジデンス お福	
看護小規模多機能ホームにしきえ	
看護小規模多機能ホームぷらす	0 7 =
南さつま市 看護小規模多機能ホーム友輪	2 か所
看護小規模多機能ホーム和が家	
肝属郡肝付町	2 か所
看護小規模多機能ホーム 南の花 看護小規模多機能ホーム 南の太陽	
看暖小放保多機能が一ムー用の太陽	1 か所
ケアプランセンター 集	1 10 101
南九州市	1 か所
看護小規模多機能ホーム音野舎 肝属郡錦江町	1 か所
株式会社 宝樹	1 1/1/1
薩摩川内市	1 か所
看多機ひなた	

(介護サービス情報公表システムより)

いちき串木野市

看護小規模多機能 おじゃんせ (R5.12月廃止)

地域包括支援センター運営協議会資料

	目	次]																		
1	令和	5 年	度地	域包	1括	支援	セ	ン	タ、	— O)事	業	実	績と	1 部	陌価	• • • •			 	1
2	令和	5 年	度地	域包	1.括	支援	セ	ン	タ、	— O)歳	入	歳	出う	予算	朝	行	状剂	兄·	 ••	14
3	令和	6 年	度阿	久村	表市	地域	包	括	支	援せ	ェン	タ	_	運営	含力	分針	(案)	•	 	15
4	令和	6 年	度	地填	成包.	括支	援	セ	ン	ター	- D	当	初	予算	〔		•••		•••	 	24
5	その	他…																		 	2.5

1 令和5年度 地域包括支援センターの事業実績と評価

(1) 総合相談支援業務

高齢者や関係機関からの相談に対し、速やかな対応や連携を目標とし、総合相談支 援業務を行っている。

また、地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行っている。

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの 困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケ ア会議も活用しながら、対策を講じている。

なお、次の表1~4の令和5年度の値は、令和6年2月末現在である。

【総合相談件数】 (表 1)

年	度	相	談	実	人	員	相	談	延	人	員	延	ベ	件	数
R	1				13	6人				27	2人			3	808件
	.4		(うち訪問:55人)					(うち訪問:103人)					(うち詞	訪問:10)7件)
П	_				9	7人				25	2人			2	271件
R5			(5	ち訪り	問:38	3人)		(うち訪	問:85	(人		(うち	訪問:8	35件)

【相談の形態】 (表2)

年 ,	度	電	話	来	所	訪	問	そ	の	他	合	計
R4			106		80		107			15		308
R5			112		43		85			31		271

【相談者内訳】 (表3)

_												_		-	
	年	度	本	人	家	矢	関係者	医療機関	施	設	行	政	そ	の	他
	R4	1		117	9	6	59	19		16		11			16
	R5	0		101	7	4	38	18		19		6			17

[単位:件]

[単位:件]

【相談内容別】 (表4)

【相談内容別】 (表 4)		[単位:件]
相談内容	相談	件数
相談内容	R4年度	R5年度
① 介護サービス	84	57
② 福祉サービス	2	5
③ 医療サービス	12	5
④ 認知症	62	51
⑤ 成年後見	2	10
⑥ 消費者被害	0	1
⑦ その他(金銭管理・困難事例など)	27	33
⑧ 高齢者虐待	2	32
⑨ その他	117	77
合 計	308	271

■評 価

令和5年度における総合相談支援業務についての対応は、保健師3人、社会福祉士 1人、看護師2人を中心に行った。

相談件数は、横ばいであるが、認知症高齢者の増加や、身近に支援者がいない事例、 医療・福祉分野だけでなく、警察や消防等との連携が必要な事例など、複数の事例を 同時に対応しつつ、状況確認のために頻回に訪問しなければならない案件も多く、問 題解決に相当の時間を要している。令和5年度においては、虐待の実件数は横ばいで あるものの、頻回な訪問や情報共有、会議での対応検討が必要な事例が複数発生して いるため、延べ対応件数が急増している。

<u>今後も相談内容は複雑多岐にわたる事例が多くなることが予想される</u>ため、<u>関係機関との連絡調整やネットワーク構築</u>を行うとともに、<u>地域の見守り体制を強化</u>していく必要がある。

(2) 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、**高齢者の権利擁護のための支援等**を行った。

令和4年12月から、認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない方々の 擁護と支援を行う成年後見制度の活用を促進するため、当該制度の普及啓発や相談支 援等に取り組む中核機関業務を社会福祉協議会に委託し、広報・相談体制の充実・強 化が図られた。

成年後見制度に係る研修会について、中核機関と連携を図り、令和5年10月に<u>介護支援専門員及び相談支援専門員を対象とした成年後見制度に関する研修会を開催</u>し、60名以上が参加された。また、<u>令和5年11月に、民生委員を対象とした研修会を開催</u>し、60名の方が参加された。

その他、成年後見制度に係るネットワークの構築を推進するため、高齢者支援係、 成年後見制度中核機関及び阿久根市基幹相談支援センターと協働し、令和5年10月に 鹿児島家庭裁判所川内支部、令和6年1月に川内公証役場との情報共有を行った。

■評 価

高齢者虐待は未然防止と早期発見が最も重要であり、これらに関する情報提供の周知に努める必要がある。

<u>虐待事案等の情報を把握した場合は、居宅介護支援事業所や民生委員、警察署などの関係機関と連携して情報共有</u>を行い、<u>高齢者が虐待や権利被害に遭わないよう支援を行っていく</u>必要がある。

高齢者虐待は、本人の認知症や精神疾患に起因するものだけではなく、介護者自身の精神疾患や金銭的な問題なども要因となっている場合が多く、問題が複雑化してきており、本人の擁護と同時に介護者への支援も行っていく必要がある。

今後も、認知症に対する理解の普及・啓発や介護者への相談支援を実施し、高齢者 虐待の早期発見・早期支援に努める。

また、認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない方々の擁護と支援の ため、<u>成年後見制度中核機関と更なる連携を図り、成年後見制度の広報、相談体制の</u> **充実強化を推進していく**必要がある。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続するために、<u>介護</u> 支援専門員や主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的に実施している。

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員と情報を密に交換し、相談しやすい環境づくりと業務の後方支援を目的に、**全4回の研修会を開催**した。

また、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の後方支援として相談を受け付け、 支援困難な事例等については、関係者を集めた多職種による地域ケア個別会議につな げるなどして、問題解決を図った。

【介護支援専門員研修会の開催実績】 (表5)

	期日	内容
第1回	7月21日(金)	「身寄りのない人の支援を考える」
第2回	9月20日(金)	「BCP(業務継続計画」について
第3回	1月19日(金)	「要介護者の災害時支援について」
第4回	3月15日(金)(予定)	高齢者支援者向けゲートキーパー養成研修

【介護支援専門員からの相談実績】 (表6)

左曲	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
年 度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
R4	1	1	0	0	1	3	1	0	1	0	1	0	9
R5	1	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	I	6

「単位:件]

■評 価

介護支援専門員研修会については、<u>新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことから、会場参集型の研修会を</u>開催した。数年ぶりの会場参集型の研修を開催したことで、市内の介護支援専門員同士のネットワーク構築に寄与していると考える。また、令和5年度は、各事業所におけるBCP作成の進捗状況や意見交換、身寄りのない方の支援や事業所を超えた災害時の対応について市内の介護支援専門員と意見交換する場となり、介護支援専門員の資質向上につながっていると考える。

引き続き、<u>居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりを推</u> 進していく必要がある。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 介護予防・日常生活支援総合事業及び指定介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者を対象に、高齢者が住み 慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、関係機関と連携を図るとと もに、地域支援事業や介護保険サービス等の利用により、高齢者自身が目標を持ち、 要支援・要介護状態の予防や重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予 防ケアマネジメントの実施に努めた。

【予防給付実績】 (表7)

【予防網	給付実	績】((表7)									[単·	位:件]	
	3	4	5	6	7	8	0	10	11	12	1	2	合	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	
直	176	172	172	174	169	166	167	169	173	172			1,710	
営	170	1/2	1/2	1/4	109	100	107	109	1/3	1/2	_	_	(▲16)	
委	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			10	
託	I	I	'	'	ı	'	ı	'	'	'	_	_	(0)	
総合	76	7.4	74	71	71	G G	G G	65	61	62			686	
事業	/6	74	74	71	71	66	66	00	01	02	_	_	(▲93)	
月	253	247	247	246	241	233	234	235	235	235			2,406	
計	253	247	247	240	241	233	234	235	235	230	_	_	(▲109)	
うち	E	G	0	0	G	E	7	1./	0	0			71	
新規	5	5	6	8	3	6	5	7	14	8	9	_		(▲49)

※月:サービス提供月。合計欄の()数値は、前年実績(2月末現在)からの増減

■評 価

予防給付及び総合事業の対象者でサービス利用意向のある者に対し、介護予防サ ービス計画を作成し、自立支援のための適切なサービス等が利用できるよう、関係 機関との連絡調整を図った。

要支援認定者は、令和6年2月末現在336人であるが、プランの作成件数は、月平 均240件程度(前年比12件減)となっている。

これは、認定を受けていても、**住宅改修や福祉用具購入のみの利用**であった者や、 通所型サービス・通所リハビリテーションといった通所系のサービスが不足してい るため、サービス未利用の待機者となっているほか、本人・家族等の都合により、 サービス利用にまでつながっていない場合もある。

結果として、介護予防、重症化予防の視点から、サービスの提供と継続的な見守 りが必要であるにもかかわらず、十分な支援を実施できていないということが課題 となってきている。

引き続き、要支援認定者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続 けることができるよう、関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険 サービス等の利用により、高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や 重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に 努めていく必要がある。

イ 介護予防事業対象者把握事業及び支援

生活機能の低下があり、要介護状態等となる可能性があると認められた高齢者に 積極的な介護予防の取組を勧めることを目的としている。

高齢者が集まる場所であるころばん体操教室やいきいきサロン等で出前講座を開催し、基本チェックリストを実施するとともに、健康増進課による後期高齢者被保険者証の交付時についても基本チェックリストを実施しており、ひまわり教室やころばん体操教室への参加を勧めたり、介護サービスの紹介や緊急情報キット導入を勧めたりする等して対象者の把握に努めている。

基本チェックリスト該当者へは、結果の説明や介護予防に関するパンフレットの 配布等の情報提供を行った。

【基本チェックリスト実績】 (表8)

	年度	配布者数	回収	チェックリスト該当者	該当率
R5%		433	406	173	約43%
	75歳	308	281	104	約37%
	出前講座等	125	125	69	約55%
R4		441	415	166	約40%
R3		250	232	78	約34%

[※]令和5年度は、令和6年2月末現在

■評 価

今後もころばん体操教室等、<u>様々な高齢者が集まる場所に出向き</u>、<u>基本チェックリストを行う</u>とともに、<u>検査結果の見方の説明を繰り返し行い、運動、口腔・栄養</u>に対する一体的な介護予防につながる取組を積極的に行っていく必要がある。

また、ころばん体操教室やいきいきサロンだけでなく、<u>地域の行事等にも参加をしていない、あるいは参加することができない高齢者について、区長や民生委員、在宅高齢者福祉アドバイザー、ころばん体操教室やいきいきサロンの協力員等から情報収集・把握</u>を行い、閉じこもりがちな高齢者が<u>要介護状態等になることを未然</u>に防ぐ取組を行っていく必要がある。

ウ 一般介護予防

〇 介護予防複合プログラム業務(ひまわり教室)

65歳以上の高齢者を対象に実施した基本チェックリストの中で、運動、口腔、 栄養、閉じこもり、物忘れ又はうつの6つの項目で1項目以上の該当項目がある 者を対象に、生活機能の低下を予防するため、①運動器の機能向上、②口腔機能 向上、③栄養改善、④その他プログラムを運動教室において複合的に実施した。

年間を通して1クール16回、2か月おきに新規の対象者が参加できるよう呼びかけを行い、教室終了後も自宅で運動習慣を継続し、日常生活が送れるよう支援を行った。なお、**令和6年1月末現在で、参加者実人数71人、延べ660人、出席率84.6%**であった。

■評 価

教室修了時の評価で筋力の維持、改善が見られており、要介護状態になることを 予防した生活を主体的に送ることに取り組めており、介護予防への意識の向上が図 られている。

<u>教室終了後、参加者の6割程度が各地区で開催されているころばん体操やいきい</u>きサロンに参加しており、運動や人との交流の継続につながっている。

また、ころばん体操を実施していない地区の参加者がころばん体操に関心を持ち、 地区への実施を働きかける参加者も出てきており、ころばん体操教室の未実施地区 の開始へのきっかけ作りにつながっている。**今後も継続した取組が必要**である。

○ 地域介護予防活動支援事業(ころばん体操教室)

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、<u>公民館等で気軽に参加し、健康づくりや介護予防に取り組んでいる住民主体のころばん体操教室の</u>活動支援を行っている。

教室を運営する協力員向け研修会については、「ころばん体操教室でできるレクリエーション」をテーマに開催し、161人の参加があった。

また、ころばん体操に参加する者同士が地区を越えて交流を図り、実践したレクリエーションを参考に、各地区での活動の更なる充実を図ることを目的としてころばん体操参加者交流会を開催し、187人の参加があった。

自宅でできる運動、各区ころばん体操の取組、脳トレ、栄養を考慮したレシピなどを掲載した「ころばん体操新聞」やチラシの作成・配布を行うなど、<u>教室の</u>継続、拡大する取組を行っている。

【地区別実施状況】 (表9)

令和6年1月31日現在

地 区 名	実 施	登 録	高齢者数	高 齢	高 齢 者	高 齢 者
(地区数)	箇 所	者 数	同即日奴	化 率	実施割合	介護認定率
大 川(6区)	5 区	103 人	767 人	60.8%	13.4%	25.6%
人 川(6区)	7か所	(9)	(▲26)	(0.7)	(▲0.3)	(▲1.2)
エロ(7 反)	5 区	71 人	608 人	58.1%	11.7%	18.3%
西 目(7区)	5か所	(▲7)	(▲3)	(0.8)	(▲2.1)	(▲1.5)
如山中(0区)	3 区	22 人	268 人	46.8%	8.2%	19.8%
鶴川内(9区) 	2か所	(0)	(▲2)	(1.1)	(▲1.3)	(▲1.7)
П (Р(1С)	4 区	30 人	89 人	71.8%	33.7%	24.7%
田 代(4区)	3か所	(0)	(▲6)	(2.5)	(▲2)	(▲4.3)
士徒地(11反)	10 区	206 人	2,301 人	36.7%	9.0%	21.1%
市街地(11区) 	10か所	(▲9)	(▲39)	(0.2)	(▲1.4)	(0.2)
土海川(6万)	6 区	103 人	1,013 人	37.5%	10.2%	17.1%
赤瀬川(6区)	6か所	(3)	(4)	(0.5)	(▲2.6)	(0.3)
J. T(457)	2 区	43 人	507 人	53.4%	8.5%	23.5%
山 下(4区)	2か所	(2)	(▲17)	(▲0.6)	(▲0.4)	(1.4)

# タ(O▽)	5 区	64 人	591 人	39.7%	10.8%	21.5%
折 多(9区)	5か所	(▲13)	(8)	(0.9)	(▲1.8)	(2.1)
脇 本(21区)	13 区	214 人	1,684 人	42.9%	12.7%	21.3%
脇 本(21区) 	13か所	(16)	(▲9)	(▲0.6)	(▲1.1)	(▲0.5)
施設等			146 人	86.9%		34.2%
施 政 寺	_	_	(9)	(1.8)	_	(▲2.3)
合 計	54 区	856 人	7,828 人	42.7%	10.9%	21.0%
(77区)	53か所	(1)	(▲90)	(0.4)	(0.1)	(▲0.3)

※()の増減数はR5.2月末データとの比較。なお、区によっては、合同で開催している 所がある。

■評 価

公民館で住民主体の運営による体操教室を開催することで、住民の介護予防への 意識が高まるとともに、地域住民同士の交流が生まれ、声かけや見守り活動など、 地域の互助活動の輪が広がっている。

ころばん体操教室の活動の輪が市内全域に広がるにつれて、高齢者の教室への関心が徐々に高まってきている一方で、継続した運営を支える協力員の確保が難し く、実施に至らない地区がある。また、身体的に自宅から公民館まで歩いて参加することができない方への支援方法が課題となってきている。

そのような状況の中、今年度においては、<u>新たに2地区の教室が開始</u>する運びとなった。

今後も引き続き、ころばん体操の効果や令和2年度に健康寿命を伸ばそう!アワード受賞により地域の活動が認められたことなどを更に市民に周知し、市内全域へ拡大していく取組を推進していく必要がある。

また、市内の医療・介護事業所への周知や<u>地域を超えた協力員の支援サポーターの養成</u>、未実施地区の地域住民向けの体験会等を開催し、公民館等に限らず、民家など少人数で行える方法について検討・提案し、介護サービスが必要になっても地域の人との交流が続けられる環境づくりが必要である。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 地域ケア会議の開催

新規の総合事業対象者や要支援認定者、福祉用具の軽度者申請、住宅改修5万円以上の事例についての地域ケア個別会議を定期開催(月2回)しており、令和6年2月末現在で22回の実績となっている。

地域ケア個別会議では、作業療法士や理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、生活支援コーディネーター及び薬剤師に参加いただいており、<u>多職種の専門的な視点に基づくアセスメントや地域の情報を共有することで、介護支援専門員のアセスメントの質の向上や地域の情報を知り得る機会となっている。</u>

支援困難事例については、事案が発生した場合に直ちに介護保険サービス事業所 や介護支援専門員、区長・民生委員等の地域住民など関係者に出席を求め開催する こととしているが**令和6年2月末現在で2件開催した**。 <u>地域ケア会議代表者会</u>については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、WEBと現地を併用して開催し、<u>地域ケア個別会議から見えてきた地域課題</u> <u>や、各種事業を実施していく中で見えてきた課題を抽出し、委員から意見を聴取</u>した。

■評 価

地域ケア個別会議は、<u>多職種によるケース検討を行うことで、サービスの適正化</u> や地域課題の共有が図られ、ネットワーク構築にもつながっている。

また、<u>会議の効率的な運営</u>については、会議の目的の共有化を図るとともに、今後も**運営方法について改良を図っていく必要がある**。

なお、地域課題の解決については、今後も<u>地域ケア個別会議等を通じて抽出した</u> 地域課題を地域ケア会議代表者会へ提案し、課題解決へ向けての方策について鋭意 検討を進める必要がある。

イ 在宅医療・介護連携の推進

<u>医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを</u>人生の最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けた 関係者の連携推進を目的としている。

平成28年度から<u>公益社団法人出水郡医師会に委託</u>し、広域医療センター内にある「在宅医療・介護支援センター」を中心に取組を行っている。

地域の医療・介護サービス資源の把握や在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅 医療・介護サービスの情報共有の支援、在宅医療介護関係者の研修、地域住民への 普及啓発などを実施している。

また、市民の皆様に認知症になっても自分らしく生きること、認知症の人を家族や職場、地域でどう支えていくかについて考えていただく内容の映画「オレンジ・ランプ」上映会を令和5年11月23日に、風テラスあくね(市民交流センター)で開催したところ、200人が参加し、アンケート結果では好評であった。

その他、通いの場における<u>ACPについての出前講座の開催や、今後の入退院支援に生かすことを目的に市内介護支援専門員を対象として「入院時連携に係るアンケート」を実施した。</u>

在宅医療・介護連携についてのポスターやチラシを作成・配布や広報誌へ掲載するなど普及啓発を行った。

■評 価

在宅医療やACPの出前講座では将来について考える機会になったとの意見が多く、**今後も継続して出前講座や映画上映会開催するなど、普及啓発を図っていく**必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会がWEBによる開催となるなど、これまでのようなグループワーク形式による顔の見える関係づくりを構築することが難しい状況もあるが、医療・介護の多職種連携によるチーム体制を構築するため、研修内容等について検討を行い、今後も可能な限り実施していく必要がある。

市内介護支援専門員を対象に実施した<u>入退院時連携アンケートの集計結果を評</u>価・分析し、今後の入退院支援に生かしていく必要がある。

ウ 生活支援体制整備事業

高齢者や地域住民が生活支援の担い手として社会的役割を持ちながら社会参加し、 生活支援サービスを提供することで、生きがいづくりや介護予防につなぎ、地域コ ミュニティの再生を図ることを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託して事業 を実施している。

生活支援コーディネーターを市内全域の第1層に1人、市内を北部と南部に分けた第2層に2人を配置し、住民からのニーズの聞き取りや、マッチングを行っている。

令和2年度から運行することとなった<u>社会福祉法人善き牧者会聖園老人ホームの</u> 支援協力による「川畑中区ドライブサロン事業(買い物バス)」については、感染 症等により中止することもあったが、月1回の運行を継続していた。

また、事務局を阿久根市社会福祉協議会に置く<u>有償ボランティアグループ「ちょこっと世話やき隊」事業</u>については、令和6年2月末現在で27人が隊員として登録しており、草払いやごみ出し支援、自宅内の清掃など、高齢者の生活支援に資する活動を行っている。阿久根市社会福祉協議会と協働して「ちょこっと世話やき隊」の連絡会を開催し、地域にどのような課題、ニーズがあり、それを解決するためにどのような取組ができるかのワークショップを行うなど活動活性化の取組を行った。

食を通じた地域とのふれあいにより子どもの食育や居場所づくり、高齢者など地域住民の交流拠点となることが期待される「ちいき食堂」の取組が3つの団体で行われ、この活動支援を行った。

その他、<u>介護支援専門員等の支援者向けに、阿久根市の行政サービスや生活支援</u> サービスを取りまとめた、『阿久根市高齢者生活べんり帖』を発行した。

■評 価

<u>「ちょこっと世話やき隊」事業</u>について、<u>生活支援コーディネーターによる地域</u> の高齢者のニーズと各種取組とのマッチングが期待されており、<u>隊員の育成・強化</u> を図る必要がある。

また、<u>第2層の協議体設置に向けた活動を活性化させ、地域住民との話合いの場を設け</u>ながら、<u>将来にわたって地域で必要となる生活支援体制を整えていく</u>必要がある。

さらに、買物支援や移動支援についてのニーズがあるため、<u>ドライブサロン事業</u>(買い物バス)の実施地区を広げる取組を進めるとともに、地域資源の調査を行いながら、今後も住民ニーズと地域資源のマッチングに取り組む必要がある。

<u>ちいき食堂についても事業の定着</u>に向け、検討を進めるとともに、<u>他の地域での</u> 事業実施の可能性について協議・検討していく必要がある。

(6) 認知症施策の推進

- ア 認知症総合支援事業
 - 〇 認知症初期集中支援推進事業

平成30年度から、認知症サポート医や市の保健師、社会福祉士などの複数の専門職から構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、<mark>認知症の疑いのある方や認知症の方及びその家族に早くから関わり、早期診断・早期対応につなげ、その方にとって必要なサービスを検討し、適切なサービスにつなげる取組</mark>を行っている。令和6年度は2月末時点で、事業実績0件となっている。

○ 認知症地域支援推進員設置事業

<u>認知症の人とその家族を総合的に支援する認知症地域支援推進員を地域包括支</u>援センター内に配置している。

〇 認知症ケア向上推進事業

認知症の方やその家族の方が地域の方と交流する場として、また認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごせる地域づくりを語る場として、おれんじカフェ(認知症カフェ)を開催している。毎月1回、市内2か所で開催しており、保健センターにおいて、おれんじカフェよかよか、脇本馬場地区の憩い場「ひまわり」において、おれんじカフェひまわりを実施している。令和6年2月末現在で、本年度は計22回の開催、延べ379人が参加となっている。

〇 認知症行方不明者捜索ネットワーク事業

行方不明になるおそれのある認知症の人や認知症疑いの人に対して、<u>行方不明</u>時の早期発見のため、協力機関と連絡体制を整備する目的で、令和5年度より、 認知症行方不明者捜索ネットワーク事業について協議を行っている。体制整備の ために、<u>警察・消防組合、総務課危機管理係と協議中</u>である。

■評 価

現在、認知症に関する相談を受けた場合、<u>総合相談支援業務にて専門職が訪問、アセスメント、医療機関等との連携等を行っており、認知症初期集中支援チームの実働が無い状況</u>である。今後も、高齢化率の上昇に伴い、認知症相談件数の増加が見込まれる中、認知症初期集中支援チームが、相談を受けた初期から集中的に関わり、介護・医療につなぐことができるよう体制づくりに努める必要がある。

<u>認知症カフェ</u>については、市内2か所で定期的に開催している状況である。今後も、認知症の人が暮らしやすい地域づくりを目指し、<u>認知症の人やその家族、認知症でない人も含め、誰もが参加しやすい取組内容の検討と、周知を行っていく</u>必要がある。

認知症の人の行方不明者発生時に、早期発見の手段として、認知症行方不明者捜索ネットワーク事業を活用できるよう、**体制整備と事業周知に向けて取り組んでい く**必要がある。

イ 若年性認知症に対する支援

若年性認知症に対する理解を深めてもらうため、市役所窓口等においてパンフレットの配布に取り組んだ。

令和5年度の認知症疾患医療連携協議会において、認知症疾患医療センター(荘記念病院)から、<u>年間1~2名の者が若年性認知症と診断</u>されており、<u>本人・家族の同意を得て在宅・入院加療を行い、その後の支援として、個別にサービスや社会保障制度の紹介を行っている</u>との報告を受けた。

■評 価

現在、若年性認知症に関する相談はないが、今後も市民に理解を深めてもらうため、周知に取り組む必要がある。

ウ 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発推進のため、9月の<u>認知症を理解し一緒に歩む県民週間において、市役所ホールや市内医療機関でパネル展示を行った。また、市内医療機関1か所において、パネル展示と同時に認知症に関する動画上映と個別相談会も実施し、普及・啓発を行った。</u>

また、令和5年11月には、阿久根市総合体育館において、<u>市民向けの認知症予防</u> 講演会を開催し、104人の参加があった。

■評 価

医療機関のおける個別相談会や、パネル展示、各所へのチラシ設置等にて、認知症の相談窓口の周知を行うことができた。今後も、広く市民への周知を行っていく必要がある。

認知症予防講演会について、今後も継続的に取り組み、広く認知症予防の知識・ 習慣を広めていく必要がある。

エ 認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援

地域のキャラバン・メイトと連携し、<mark>認知症を理解してもらい、認知症の方やその家族を地域で見守り、支援する体制を構築するため、これまでに地域や高齢者学級、事業所等、小中学生の授業や放課後児童クラブ等でも認知症サポーター養成講座を開催している。</mark>

令和5年度は、郵便局、警察といった公共機関や、児童クラブ、地域などで認知 症サポーター養成講座を開催し、令和6年2月末現在で8回の開催、123人の参加と なった。なお、令和6年2月末現在の市全体の認知症サポーター養成者数は、2,175 人である。

今年度末には、**認知症高齢者を介護する家族への支援として、認知症家族介護者 交流会「かたろかい」を開催**する。当日には、認知症介護指導者や介護経験者を招き、参加者の精神的支援や介護負担軽減を図る。

■評 価

認知症サポーター養成講座において、10代の認知症サポーターが少ない状況があるものの、今年度は市内4か所の学童クラブでの開催や、年度末には中学生を対象に開催を予定しており、開催勧奨の効果が見られた。今後もあらゆる世代への知識普及に向けて取り組んでいく。

今年度から、認知症家族介護者交流会を開催することとなり、<u>初めての開催となることから、参加しやすい雰囲気づくりを行うとともに、参加継続につながるよう、</u>参加者や専門職の意見を反映させながら、会の検討を重ねていく必要がある。

(7) 職員体制及び事務分掌(令和6年3月1日現在)

職名	人数	事	務	分	掌	備	考
所長	1人	地域包括支援	愛センター σ	D総括		介護長寿課	長
						兼務	
地域包括支援係長	1人	庶務·予算·選	軍営全般の	掌握		職員	
		地域支援事業		務に関すること			
		地域リハビリ活	動支援事	業に関すること			
		各種調査に関	すること				
保健師	1人	地域ケア会議	に関するこ	٤		職員	
		介護予防給付	寸及び介護	予防ケアマネジメ	ント業務		
		等					
		介護予防サー	ービス提供	票、予防給付費等	等に 係		
		る請求事務等	ミに関するこ	٤			
		地域包括支援	爰システムの	の運用管理			
保健師	1人	在宅医療·介	護連携推進	進事業		職員	
		高齢者の保修	建事業と介	・護予防の一体的	事業に		
		関すること					
		地域介護予防	方活動支援	事業に関すること			
保健師	1人	介護予防把握	屋事業			職員	
		介護予防普及	及啓発事業	に関すること			
		認知症初期集	集中支援チ	ームに関すること			
		認知症地域式	支援ケア向.	上推進事業に関す	すること		
		認知症サポー	-ター養成詞	講座等に関するこ	لح		
		認知症カフェバ	に関するこ	<u>L</u>			
		出前講座に関	すること				
社会福祉士	1人	総合相談支援	要業務に関	すること		職員	
		権利擁護事業	美に関するこ				
		生活支援体制	杊整備事業	に関すること			
		地域ケア会議	に関するこ	٤			
介護支援専門員	※6人	介護予防給化	付及び介護	隻予防ケアマネジ	メント業	会計年度份	壬用
※主任介護支援専		務等				職員	
門員の有資格者		認知症初期集	集中支援チ	一ムに関すること			
1人を含む							

看護師	1人	地域介護予防活動支援事業に関すること	会計年度任用
1		地域 介護 予防 泊	云訂年及任用
		介護予防対象者把握に関する業務	職員
		介護予防事業	
		介護予防普及啓発事業に関すること	
看護師	1人	認知症初期集中支援チームに関すること	会計年度任用
		認知症地域支援ケア向上推進事業	職員
		認知症サポーター養成講座等に関すること	
		認知症カフェに関すること	
生活支援コーディ	1人	生活支援体制整備事業	会計年度任用
ネーター			職員
A =1	451		
合計	15人		

2 令和5年度 地域包括支援センターの歳入歳出予算執行状況

(令和6年2月末現在)

■介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【**歳 入**】 [単位:円]

款	項	当初予算額	補 正 額	予 算 現 額	調定額	収 入 済 額	収入未済額
│ │1 介護サービス │ 収 入	1 介護予防	8,326,000	0	8,326,000	7,667,220	6,891,480	775,740
	介護予防・ 2 日常生活 支援総合 事業費収2	4,384,000	0	4,384,000	3,079,680	2,799,120	280,560
	/J\	12,710,000	0	12,710,000	10,746,900	9,690,600	1,056,300
3 繰 入 金	1 — 般 会 i		873,000	5,998,000	0	0	0
	小	5,125,000	873,000	5,998,000	0	О	0
4 繰 越 金	1 繰 越 🕏	1,000	0	1,000	2,483,184	2,483,184	0
	小	1,000	0	1,000	2,483,184	2,483,184	0
5諸 収 入	2 雑	82,000	0	82,000	71,145	71,145	0
	小	82,000	0	82,000	71,145	71,145	0
	歳入合言	17,918,000	873,000	18,791,000	13,301,229	12,244,929	1,056,300

【**歳 出**】 [単位:円]

		款			IJ	頁		当 初	予	算額	補	正	額	予	算	現	額	支行	出 為	負	担額	支 出	済	額	配残	当	予	算額
1	総	務	費	1	総務	管理	費	17,	422	2,000		200,0	00	17	7,62	2,00	00	15	5,236	6,51	5	15,02	20,6	14	• •	2,38	5,48	35
					小		計	17,	422	2,000		200,0	00	17	7,62	2,00	00	15	5,236	6,51	5	15,02	20,6	14	:	2,38	5,48	35
2	介護ビブ	予防さる 事業	ナー 費	1	介護 [:] 事	予防約 業	合付 費	;	396	6,000		673,0	00	,	1,06	9,00	00		17	5,80	Ю	4	43,8	00		89	3,20	00
					小		計	;	396	6,000		673,0	00	,	1,06	9,00	00		17	5,80	Ю	4	43,8	00		89	3,20	00
3	予	備	費	1	予	備	費		100	0,000			Ο		10	0,00	00				0			Ο		10	0,00	OC
					小		計		100	0,000			0		10	0,00	00				О			0		10	0,0	00
				葴	出	合	丰	17,9	918	3,000		873,0	00	18	3,79	1,00	00	15	,412	2,31	5	15,06	54,4	14	3	,378	3,68	35

3 令和6年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針(案)

I. 方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

Ⅱ. センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人ひとりに合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持及び生活の 安定のために必要な相談・援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の増 進を図り、包括的に支援することを目的として設置する。

Ⅲ. 運営上の基本的視点

1 地域包括ケアシステムの構築

市では、令和6年3月に策定の第9期阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」のもとに5つの基本目標

- ① 地域包括ケアシステムの深化と推進
- ② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
- ③ 生活支援体制の整備と充実
- ④ 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
- ⑤ 介護保険制度の持続可能な運営に向けて

を掲げている。この計画に基づき、関係機関と連携し、取組を進めるものとする。

2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、 日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域 の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見出し、高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、継続的な見守りを行いつつ、高齢者支援のためのネットワー

ク構築を図り、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を推進する。

3 チームアプローチによる推進

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを充分に把握した上でチームとして検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決及び活動の推進に努める。

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係 部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

5 公平・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一躍を担う公的な機関として、公正かつ中立 性を確保した事業運営を行うものとする。

6 センターの運営評価等

市は、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価 等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

Ⅳ. センターの機能強化方針

1 機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ、更には今後の高齢化の進展に伴い、複雑・多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から、センターの機能強化が必要となっている。

より身近な場所で相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

2 センターの運営方針

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創 意工夫した事業運営に努める。

また、事業計画は市民に対して分かりやすく広報するものとする。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

(3) 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者の 人口に合わせて、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平 成27年阿久根市条例第17号)の配置基準に基づき、職員を配置する。

(4) センターの職務

地域包括ケアシステム構築のため、その中核機関としての役割を常に意識し、市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また、日常生活圏域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度 ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り、その結果を踏まえ、次年度に向けた問題解決方法を検討する。

(5) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置いて業務を遂行する。

(6) 職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

(7) 書類の整理

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに、相談記録や関係文書等 の情報を適切に管理し、保管する。

(8) 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

(9) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れる連絡体制や連絡網等 を整備する。

(10) 個人情報の保護

阿久根市情報公開条例(平成13年阿久根市条例第15号)及び阿久根市個人情報保護法施行条例(令和5年阿久根市条例第1号)を遵守し、個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように、

相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

Ⅴ. 具体的な業務

1 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントの下、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)は、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者(平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 介護予防事業対象者把握事業及び支援

地域で開催されるいきいきサロンや高齢者学級、出前講座などの機会や地域からの情報等により基本チェックリストを実施し、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。

また、必要に応じて介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し、 介護予防の取組を効果的に実施する。

(3) 一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は、地域づくりによる介護予防事業として、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。

2 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成して、様々な場所や関係機関へ配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に啓発する。

- イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連絡機能、支援 機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築 及び整備を行う。
- ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。
- エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係者や関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。
- オ サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

(2) 実態把握

- ア 地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。
- イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(3) 総合相談業務

- ア 初期対応を適切に行い、問題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。
- イ 関係機関からの様々な相談について、迅速に対応し、報告するなど連携を図ることにより、信頼関係の構築に努める。
- ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる 体制を整える。

(4) 困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じるものとする。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利 擁護について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、権利侵 害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

- ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見及び虐待防止に取り組む。
- イ 通報や相談等を受けた場合には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に対応する。
- ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合には、福祉事 務所や関係機関と連携を図り、適切に支援する。

(3) 成年後見制度

- ア 認知症等により、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス 利用や金銭管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を支援する。
- イ 成年後見制度の利用が必要であると判断し、申立て可能な親族がいる場合に は、関係機関の紹介等を行う。
- ウ 成年後見制度の利用が必要であると判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は、市長申立てへつなげる。なお、令和4年12月から、成年後見制度の活用について広報啓発、相談や利用支援などの役割を担う中核機関を設置したため、業務を委託する阿久根市社会福祉協議会と連携して成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を進める。

(4) 消費者被害防止

- ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して、消費者被害事例に対応できる体制を整備する。
- イ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の拡大 を防止するため、関係機関へ通報する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、関係機関との連携体制 を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。
- イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報共有を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援・指導

- ア 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。
- イ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報 提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を 検討し、指導・助言等を行う。
- エ 地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援 専門員のネットワークを活用する。

5 認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。また、認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる対象者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービス等につなぎ、重症化の予防に努める。

(1) 関係機関との連携

- ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な 支援を行う。
- イ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

(2) 地域の体制づくり

- ア 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。
- イ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、自治会や事業所、小・中学生等 の子どもたちや保護者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、「認 知症サポーター」を養成する。

(3) 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、 インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

(1) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域に おける課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため、関係機関等と連携を図 り、地域ケア会議を開催する。

ア 実務者会議、個別ケア会議

- 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- ・ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 代表者会議

・ 地域課題を地域住民で共有し、「地域で解決できる課題」「政策的な課題」 を明らかにし、課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進する。そのため、在宅医療介護支援センターと連携を図り、地域の実情を把握・分析した上で、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進するため、次の事業に取り組む。

① 現状分析·課題抽出·施策立案(計画)

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

② 対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの 地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 医療・介護関係者の研修
- ③ 対応策の評価の実施、改善の実施
- ④ その他の事業

(3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには、日常生活を支えていく生活

支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、又はその活動を支える協議体等を設置することにより、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの充実を図っていく。

7 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)に 基づき、介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用で きるよう、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画 を作成する。

また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成 等に必要な助言・支援を行う。

(1) 予防給付のケアマネジメント(要支援認定者を対象)

ア アセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価 の一連の支援経過について本人の自立促進を目指し、要介護への悪化を防止す る。

イ 介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的 に支援が受けられるよう必要な援助を行う。

4 令和6年度 地域包括支援センターの当初予算

■令和6年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

[単位:円、%]

±In	ı.s.	予算	額 額		+
款	項	令和6年度	令和5年度	予算比較	増減率
1 介護サービス 1 収 入	1 介護予防2 給付費収入	8,852,000	8,326,000	526,000	6.32
	介護予防・ 日常 第一 支援 総収入 事業費収入		4,384,000	▲ 525,000	▲ 11.98
	小計	12,711,000	12,710,000	1,000	0.01
3 繰 入 金	1 一般会計 1 繰 入 金	0	5,125,000	▲ 5,125,000	▲ 100.00
	2 事 業 勘 定 2 繰 入 金	7,824,000	0	7,824,000	#DIV/O!
	小計	7,824,000	5,125,000	2,699,000	52.66
4 繰 越 金	1 繰 越 金	1,000	1,000	0	0.00
	小計	1,000	1,000	0	0.00
5諸 収 入	2 雑 入	97,000	82,000	15,000	18.29
	小計	97,000	82,000	15,000	18.29
	歳 入 合 計	20,633,000	17,918,000	2,715,000	15.15

[単位:円、%]

± /n		TZ.				予 算	算 額	予算 比較	## ## ##		
	款			項				令和6年度	和6年度合和5年度		増減率
1	総	務	費	1	総務	管理	費	20,133,000	17,422,000	2,711,000	15.56
						小	計	20,133,000	17,422,000	2,711,000	15.56
2		養予防サス 事業		1	介護 ⁻ 事	予防約 業	合付 費	400,000	396,000	4,000	1.01
						小	計	400,000	396,000	4,000	1.01
3	予	備	費	1	予	備	費	100,000	100,000	O	0.00
						小	計	100,000	100,000	0	0.00
				蒇	出	合	計	20,633,000	17,918,000	2,715,000	15.15

5 その他

(1) 介護予防支援事業所の委託契約の承認について(令和6年度分)

平成18年3月14日付け、厚生労働省令第37号の「指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準」第12条第1項第1号の規定により、令和6年度指定介護予防支援事業の一 部を市内の指定居宅介護支援事業所に委託することについて承諾を求めるものである。

▶協議結果		

※参考

〇介護保険法 (抜粋)

(指定介護予防支援の事業の基準)

- 第115条の23 指定介護予防支援事業者は、次条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。
- 3 <u>指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支</u>援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

<u>〇指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防</u> のための効果的な支援の方法に関する基準(抜粋)

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第12条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定<u>介護予防</u> 支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ (2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。
 - (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう 委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
 - (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
 - (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1条の2、この章及び第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。